

一般社団法人日本外交協会 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本外交協会(以下、本会という。)と称する。
2 英文名は、The Society for Promotion of Japanese Diplomacy とする。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本会は、世界平和と民主主義を基調とする国民外交の実現を目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 民主主義外交の原理並びにこれに関連する研究及び調査
 - (2) 海外との教育・文化交流に関する事業
 - (3) 国際協力、途上国支援に関する事業
 - (4) 海外活動に関するコンサルティング及び斡旋
 - (5) 外交政策推進に関し、国民の理解促進を図る事業
 - (6) 機関誌及び外国情報に関する出版物の刊行
 - (7) 第1号から第4号までの事業に関する、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）に基づく労働者派遣事業
 - (8) これらに附帯する一切の事業及び前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 事業区域は、日本及び海外とする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 本会の会員は、下記の通りとする。
- | | | |
|---------|--------|----------------------|
| (1) 正会員 | 個人正会員 | 満20歳以上の個人 |
| | 法人会員 | 法人または団体 |
| | 特別法人会員 | 協会が実施する特別事業にかかわる法人会員 |

(2) 賛助会員 年齢不問、議決権なし

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第11条 前2条の場合に於ても既納の会費は、これを返還しない。

第4章 会員総会

（構成）

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。
2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は、通常会員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 会員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、理事長を代理人として議決権

を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会員総会において選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 本会に次の役員を置く

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2 名以内を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 28 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(常務会)

第 29 条 理事長、専務理事及び常務理事で常務会を構成し重要事項を審議することができる。但し、必要があるときに理事は常務会に出席して議事に参画することがある。

(会長)

第 30 条 本会には、会長を置くことができる。会長は、理事会の決議を経て理事長がこれを委嘱する。会長は名誉の職とする。

(顧問)

第 31 条 本会には、顧問若干名を置くことができる。顧問は、理事会の決議を経て理事長がこれを委嘱する。その任期は、2 年とする。顧問は、本会の事業を援助し理事長の諮問があるときはこれに応ずるものとする。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第34条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか必要がある場合に随時開催する。

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。専務理事も欠けたときは、常務理事が招集する。常務理事も欠けたときは、それ以外の理事が理事会を招集できることとする。
3 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、専務理事及び常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。
2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 41 条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 42 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規定」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第 44 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 45 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、会員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第50条 本会は、会員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第51条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

（事務局）

第54条 本会に事務局を置き事務局に職員を置く。職員は理事長が任免する。ただし事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。職員は有給とする。事務局に関する規定は別に定める。

（委任）

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（理事長）は池浦 泰宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

2015 年 6 月 10 日改正